平成３０年（フ）第１７８号
神戸市須磨区北落合３丁目１番369―206号
債務者　石田千惠子
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１８８号
神戸市須磨区大手町７丁目２番２号
債務者　田和　瑞季
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２３４号
神戸市兵庫区南逆瀬川町２番５―302号
債務者　町島　彩美（旧姓善竹）
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２３６号
神戸市東灘区向洋町中５丁目１番地　522号棟113号室
債務者　山田　　陽
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第６０号
佐賀市鍋島町大字八戸1347番地１　セントアンドリュース201号
債務者　深川　有紀
1　決定年月日時　平成30年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１３号
熊本県玉名郡南関町大字相谷1677番地
債務者　藤重　克介
1　決定年月日時　平成30年４月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成３０年（フ）第１６０号
神奈川県秦野市落合351番地の９　日神パレステージ秦野　406号
債務者　桐生　智実
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第２０号
山口県下関市前勝谷町３番22号　前勝谷ハイツ　102号、前住所山口県下関市形山みどり町13番９―401号　第１アネックスビル
債務者　久保　恵美
1　決定年月日時　平成30年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成３０年（フ）第１２８号
神奈川県平塚市夕陽ケ丘27番21―207号　ＬＳＹ６、前住所神奈川県平塚市黒部丘30番31―103号
債務者　小針　光治（旧姓陳・吉田）
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第１４２号
神奈川県秦野市西田原67番地の10
債務者　小林　由美
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第１２９号
熊本市南区上ノ郷１丁目４番16号　プレジール上ノ郷Ｂ―101
債務者　村上留美子
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第４４号
神奈川県平塚市四之宮５丁目26番７―302号　緑ハイツ、前住所神奈川県平塚市大神1655番地の１　コーポＩＳＨＩＩ　Ｂ101号
債務者　田中　秀一（旧姓山根）
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第１０８号
神奈川県伊勢原市沼目２丁目19番20号　サニーエミＢ201号、前住所東京都練馬区下石神井５丁目７番２号
債務者　奥野　駿平
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第１２７号
神奈川県秦野市大秦町２番26号　ハイム山登201号
債務者　小泉　徳生
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第１３８号
神奈川県秦野市渋沢1469番地の９、前住所神奈川県秦野市堀山下500番地　グリーンヴィラ　305号
債務者　山本　竜治
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第１３９号
神奈川県秦野市渋沢1469番地の９、前住所神奈川県秦野市堀山下500番地　グリーンヴィラ　305号
債務者　山本　久子
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部